

質問第三六号

在外投票の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十一月十日

牧山ひろえ

参議院議長 尾辻秀久 殿

在外投票の実態に関する質問主意書

在外邦人の投票率の低迷は長らく問題となり続けている。これ以上問題を放置することは許されず、抜本的な対処が必要である。この認識を前提として、以下質問する。

一 二〇二二年十月の第四十九回衆議院議員総選挙、二〇二二年七月の第二十六回参議院議員通常選挙における在外投票率を在外選挙人名簿の登録者数、海外に滞在する有権者総数（十八歳以上の在外邦人）の双方をベースとして示されたい。

二 在外邦人の低い投票率について、政府はどのような対策を行ったか。そしてその対策がどの程度の効果を発揮したかという点についてはどのように評価しているか。

三 「二〇二二年十月衆院選在外公館投票平均日数」を「海外有権者ネットワークNY」が算出したところ、平均日数は四・一七日間になった。また、週末を含まない在外公館投票が三十四公館ある。週末を含んでいるケースでも、投票機会は一日のみとなる。

このような実態で政府は在外邦人の投票機会の保障を十全に行っていると評価しているのか。政府の認識を示されたい。

右質問する。